

長泉町へ要望書を提出

地元地区における市町への要望活動を積極的に実施！

公静宅建 第 107 号
令和 3 年 2 月 24 日

長 泉 町 長

池 田 修 殿

(公社) 静岡県宅地建物取引業協会

副会長 渡 邊

東部支部長 藤 田



要 望 書

位置指定道路の延長申請や道路内の掘削等について、私道所有者および抵当権者の印鑑証明書付同意書を必要とする条件の緩和、または位置指定道路の所有権を自治体へと移管。

〔現状・問題点〕

既存の位置指定道路を延長および道路内の掘削等の工事をする場合、現状では、私道所有者全員の同意書と印鑑証明書、抵当権者（主に金融機関）全員の同意書と印鑑証明書が必要とされているが、印鑑証明書の期限である 3 か月以内に全員の同意を得ることが困難な場合もある。

また、抵当権者については、実印や印鑑証明書の提供に難色を示される場合もある。

〔要望事項〕

位置指定道路の延長に掛かる許可および道路内の掘削等の工事をする場合については、私道所有者、抵当権者らの実印や印鑑証明書を必須とする条件を緩和する等、簡素化していただきたい。根本的な解決策として、位置指定道路として認定を受けた道路については、その所有権を自治体へ移管するようにしていただきたい。

上記にある市町の道路認定、移管について整備基準等があり、現状認定等が行われることが困難であるため、位置指定道路認定の手続きの簡素化、緩和をしていただきたい。

また、位置指定道路の水道工事を行う際、掘削等の承諾を土地所有者などから必要とする市町があり、土地所有者などから承諾料の請求、または承諾拒否などにより配管の取り直しが困難な事例があることから、水道工事等で所有者から掘削等の承諾書の提出する条件の緩和、簡素化をしていただきたい。

以上

【回答書】

長建計第215号
長水下第192号
令和3年3月10日

公益社団法人 静岡県宅地建物取引業協会
副会長 渡邊 照芳 様
東部支部長 藤田 昭一 様

長泉町長 池田 修



位置指定道路に関する要望について（回答）

日頃より、住宅地の供給に御尽力を賜りありがとうございます。

建築基準法第42条第1項第5号に基づく位置指定道路については、土地及び道路の所有が民間であることから、権利関係に起因する道路使用上の問題が生じるケースもあることは承知しております。しかしながら、位置指定道路の整備は、比較的小規模の宅地開発に伴うものであることや利用者が限定的であり、現在その所有を町に移管することは行っていません。なお、本町において位置指定道路の整備を行う際は、整備後に問題を発生させないため土地所有者等の承諾を特定行政庁である県で求めております。また、県は位置指定道路の延長を行う際に既存位置指定道路部分の土地所有者等の承諾は求めていないと聞いています。

御要望のありました位置指定道路の町への移管につきましては、舗装構成や埋設物件が管理基準を満たしているか不明な場合、また劣化度等により、現状では難しい状況ではありますが、開発行為の許可を受けた道路につきましては、移管を受けている状況もあることから、課題の再確認や移管による影響等について他市町の状況も含め調査研究したいと考えております。

また、水道に伴う掘削等の工事を行う際の利害関係人の同意等につきましては、近隣市町で共通して承諾欄のある給水装置工事申込書を採用し、本町の取り扱いとしては同意欄に自署及び認印で可能としております。なお、土地所有者等と連絡を取ることができず同意等を得ることができない場合は、「利害関係人から異議があった場合には、申請者の責任において対応する」旨の誓約書の提出により同意等とする取扱を行っています。

このような手続きは、工事の円滑な施行に資るものではありますが、一方で国からの通知では、承諾書を得るために金銭を要求される、土地所有者等と連絡を取ることができず同意を得ることができない等の事情も生じており、同意書等の提出がないことのみをもって、給水申請を拒むことがないよう対応するように考え方が示されています。

このようなことから、水道事業について沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、小山町及び長泉町の4市2町で組織する水道事業研究会において、条件の緩和や簡素化が可能か他市町の先進事例も参考に調査研究していきたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

担当：長泉町役場

建設計画課 計画チーム 電話：055-989-5520

上下水道課 管理チーム 電話：055-989-5524